

指導資料

鹿児島県総合教育センター

教育評価 第1号

—小，中，高，盲・聾・養護学校対象—

平成13年7月発行

新教育課程における評価の基本的な在り方

—教科の学習評価を中心に—

新しい学習指導要領の目標や内容を実現するためには、教育課程の実施状況や児童生徒の学習状況を適切に評価することが極めて重要である。

そのため、平成12年12月、教育課程審議会から「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」の答申が出された。答申では、新学習指導要領の実施に伴う評価の在り方や指導要録の改善等について提言がなされている。各学校においてはこの答申の趣旨や内容を理解し、これからの教育活動に役立てていくことが求められる。

そこで、新教育課程における評価の基本的な考え方や学習状況を客観的に評価する方法等について、教科の学習評価を中心に述べる。

1 これからの評価の基本的な考え方

答申では、これからの評価の基本的な考え方について、次のように示されている。

学力については、知識の量のみでとらえるのではなく、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付けることはもとより、それにとどまることなく、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」がはぐくまれているかどうかによってとらえること

が必要である。

このため評価においては、学習指導要領が示す目標に照らしてその実現状況を見る「目標に準拠した評価」を一層重視するとともに、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況などを評価する個人内評価を工夫することが必要である。

また、学校の教育活動は、計画、実践、評価という一連の活動が繰り返されながら展開するものであり、指導と評価の一体化を図るとともに、評価方法の工夫改善を図ることが、学校全体としての評価の取組を進めることが重要である。

(1) 目標に準拠した評価及び個人内評価の重視

これまで小・中学校における各教科の学習の記録欄には、総合評定を行う「評定」欄、観点別評価を行う「観点別学習状況」欄、文章記述をする「所見」欄の三つがあり、それぞれ異った尺度による評価情報が記載されていた。「評定」欄には「いわゆる絶対評価を加味した相対評価」が、「観点別学習状況」欄には「絶対評価」が、「所見」欄には「個人内評価」が取り入れられていた。このような評価の方法には、

異なる評価規準により相互補完を図るとい
ねらいがあったが、基本的に観点別評価の結
果を総合評定に利用しにくい面があった。

なお、高等学校では、これまでどおり目標
に準拠した評価方法が維持される。

評価の種類

目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）

指導目標への到達度を評価する。他の児童
生徒と比較しないで指導目標と比較するの
で努力や進歩を認めることができる。主観的な
評価となりやすい。

集団に準拠した評価（いわゆる相対評価）

集団の中での相対的な位置付けによって児
童生徒の学習の状況の評価する。客観的に
行いやすく、集団内での位置付け、意味付けが
できる。指導目標の達成状況を直接明らか
にできない。

個人内評価

以前の本人の状態と比べた変化を評価する
本人の長所、進歩の状況をすべて明らかにす
ることができ、個性を重視する教育に最も適
している。甘い評価になりやすい。

今回の改訂では、観点別学習状況欄と評定
欄がどちらも目標に準拠した評価になった。

この評価は、評価規準に照らして目標がど
の程度達成できたかをみる評価である。この
評価では、これまでの、「絶対評価を加味し
た相対評価」において、あいまいであった目
標に対する到達度がはっきりみえるようにな
る。

新しい学習指導要領の下では、基礎的・基
本的な内容を定着させることはもとより、自
ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する
資質や能力を育成することが求められている。

したがって、全員がこのような評価目標に
到達することが目指され、その到達度をみ
る評価として、学習指導要領の目標に準拠
したいいわゆる絶対評価は最も適切であると
考えられる。

また、児童生徒は個性を備えた存在であ
るということをよく理解し、一人一人のよ
さや可能性、進歩の状況などを適切に評価
することが大切である。そのためには、個
人内評価をより工夫していく必要がある。

(2) 指導と評価の一体化

学習の評価の目的は、教育目標を実現す
るための教育の実践に役立つようにすると
ともに、児童生徒一人一人が豊かな自己実
現に役立つようにすることである。これは、
学校や教員にとっては、指導計画や指導方
法、教材、学習活動等を振り返り、よりよ
い指導に役立つようにすることである。

児童生徒にとっては、自らの学習状況に
気づき、自分を見つめ直すきっかけとなり、
その後の学習や発達を促すようにするとい
うことである。指導と評価の一体化とは、
このように、学習の評価によって教師の指
導を改善し、児童生徒の学習を改善する
ということを意味している。

新しい学習指導要領の目指す基礎・基本
の確実な定着と「生きる力」の育成を図る
ためには、「その時、その場で、必要なこ
と」を指導したり、支援したりするととも
に、もし、その定着が不十分な場合には、
その改善に向けて更なる指導の改善を図
ることが大切である。このような日々の教
育活動の積み重ねが大切であり、指導と
の一体化を図る評価活動が日常的に行われ

必要がある。

2 評価の進め方

(1) 評価方法の工夫改善

新学習指導要領の下では，児童生徒の学習状況を，各教科等のそれぞれの教育活動の特質や評価の目的等に応じ，評価方法，評価の場面や時期などについて適切な工夫をし，それらの積み重ねによって児童生徒の成長の状況を総合的に評価することが一層重要である。そのためには，次のような工夫が必要である。

ア 評価は，評定に表される総括的（総合的）な評価のみでなく，観点別に行う分析的な評価，所見に記入する記述的な評価を適切に組み合わせて行う。

イ 評価場面として，学習後のみならず，学習前や学習中を含む，学習過程全体に随時設定する。

ウ 評価の時期として，学期末や学年末だけでなく，目的に応じ，単元ごと，時間ごとに実施する。

エ 具体的な評価の方法として，教科や学習活動の内容，発達段階，評価の観点などによって，ペーパーテストのほか，観察，面接，質問紙，作品，ノート，レポート等を用い，その選択・組合せを工夫する。

オ 児童生徒による自己評価や児童生徒同士の相互評価，必要に応じて教育活動に協力した人々（専門家，保護者，学校支援ボランティア等）の感想などを参考にする。

カ 集団の中での自分の相対的な位置付

けに関する情報は，自分の適性を知る手掛かりとなったり，将来の進路を考えていく際の参考になったりする。目的に応じて，相対評価も活用する。

(2) 評価の客観性と信頼性を高める取組

平成12年度改訂の指導要録の要点（一部）

「各教科の学習の記録」は，「観点別学習状況」と「評定」による。

「観点別学習状況」は，現行と同じく，目標に準拠した評価とし，4観点（国語は5観点）により，実現の状況を3段階で評価する。

「評定」については，現行の集団に準拠した評価から，目標に準拠した評価に改める（小学校第3学年以上3段階，中学校の必修教科5段階は，現行のまま。）

高等学校は，現行の目標に準拠した5段階評価を維持する。4観点による評価を十分踏まえながら評定を行う。

このように，目標に準拠した評価が基本に据えられることになった。この評価は主観的になりやすいので，客観性や信頼性が問題になる。このような問題に対する方策について次に述べる。

ア 評価規準及び評価方法の研究開発

学習指導要領に示す目標に照らして，児童生徒の学習の到達度を客観的に評価するための参考となるものさしが評価規準である。各学校では，国立教育政策研究所等で作成する評価規準（国立教育政策研究所 所内ホームページを参照 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/index.htm>）を活用して，学校独自の具体的な評価規準を作成する必要がある。その際，知識や

技能，思考力，判断力，表現力や態度などを含めた観点別の評価目標を單元ごとに設けるとともに，各時間ごとの具体的なその目標を「十分満足できる」「だいたい満足できる」「努力を要する」というように，その到達度を分析的に評価するための評価表を作成することも考えられる。

イ 観点別評価の客観化

今回の改訂で，「評定」は，従来の4観点別評価の結果を総合して行うことになる。したがって，観点別評価をいかに客観的に行うかが重要な問題である。

「観点別学習状況」の評価は，これまでもいわゆる絶対評価が行われてきた。しかし，「関心・意欲・態度」の情意面にかかわるような評価など，評価を客観的に行うことの困難さが指摘されてきた。

その解決の方策として，一つの評価の観点に関係する評価目標をできるだけ多く用意したり，「関心・意欲・態度」や「思考・判断」などの評価には，教師の観察や面接を取り入れるなど，ペーパーテスト以外の様々な評価方法を用意したりする必要がある。また，評価の機会や場面を多く設け，児童生徒の学習状況の様子を書き留めておく補助簿を活用するなどして，それらのデータの蓄積を図ったりすることも大切である。観点別評価においては，具体的に評価しやすいレベルで観点を設けることや児童生徒の学習の改善に結び付けやすい観点を設けることが大事である。

ウ 評価情報の共有

評価は評価する側と評価される側との信頼関係の上に成り立っている。評価につい

ての考え方や内容，評価の方法など児童生徒とその保護者にこれらの情報を提供することにより，評価の信頼性と客観性は高まっていく。いわゆる絶対評価の下では，学校から保護者への説明責任が一層問われてくることになる。

3 今後の学校における取組

新しい「評価」で学校教育が変わるためには，今後各学校において，次のような取組が必要となってくる。

- (1) 各学校は，児童生徒の学習状況（基礎学力の定着など）や教育課程の実施状況等の自己点検，自己評価を行う。
- (2) 学校の児童生徒の学習状況を客観的に評価するための評価規準・評価方法等の開発を学校独自で行う。
- (3) 評価活動を適切に行うために，年間指導計画の作成に併せて，評価計画を作成したり，具体的な場面での学習状況を評価した評価事例集を作成したりする。
- (4) 教師は，観察力や分析力などの評価する力とともに，評価技法の開発や習得に努め，評価に関する専門性を高める。そのための自己研鑽，校内研修を積極的に進めていく。

なお，各学校種ごとの教育課程に関する評価の在り方については，本年11月刊行の『指導資料』で，また，評価方法の工夫・改善については，平成14年2月刊行の『教育研究』で取り上げる予定である。

[引用参考文献]

文部科学省「初等教育資料」平成13年3月「中等教育資料」平成13年4月